

## 令和5年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R5.9.3	R5.11.1	・教育データ利活用検討委員会要綱の策定及び委員の就任について（依頼） ・令和4年度第1回教育データ利活用検討委員会の開催について（通知） ・「教育データ利活用検討委員会（第1回）」に係る資料一式 ・第2回教育データ利活用検討委員会の開催について（通知） ・「教育データ利活用検討委員会（第2回）」に係る資料一式 ・教育データ利活用検討委員会設置要綱別紙の改正について ・教育データ利活用検討委員会（第3回）の開催について ・「教育データ利活用検討委員会（第3回）」に係る資料一式（外部委員作成資料を除く。） ・教育データ利活用検討委員会（第4回）の開催について ・「教育データ利活用検討委員会（第4回）」に係る資料一式 ・「東京都教育ダッシュボードにおける教育データ取扱い方針の記述等について（照会）」及び個人情報保護委員会からの回答文 ・「東京都教育ダッシュボードにおける教育データ取扱い方針の制定について」	168	1														教育庁総務部 教育政策課	
2	R5.9.3	R5.11.1	「教育データ利活用検討委員会（第3回）」における外部委員作成資料				1				1			1					・「教育データ利活用検討委員会（第3回）」（以下、「当該委員会」）において外部委員が作成した資料は、外部委員が事業を営む上で重要なノウハウが含まれており、開示請求により資料のみが公表されることで、外部委員の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例7条第3号） ・当該委員会において外部委員が作成した資料は、開示請求により公にされることを前提とされたものではなく、公にすることにより、委員からの信頼を不当に損なうことと認められるものであり、今後の事業運営上支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例7条第6号）	教育庁総務部 教育政策課
3	R5.9.3	R5.11.1	・新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について ・リバウンド警戒期間の延長及びゴールデンウィーク期間中の都立学校の対応について（依頼） ・リバウンド警戒期間の終了後の都立学校の対応について（依頼） ・「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン（都立学校）～「学校の新しい日常」に定着に向けて～」の改訂について（通知） ・卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について ・新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について ・「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン（都立学校）」の改定について（通知） ・学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知） ・5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）	217	1										1			【公にされていない内線番号】 ・当該情報は、公にすることにより業務に関係のない連絡が来るなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁総務部 総務課	
4	R5.9.3	R5.11.1	・「新型コロナウイルス感染症の疑いが発生した場合の対応マニュアル」の廃止について（通知）【5教学健第93号】 ・新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の都立学校における臨時休業・出席停止等の措置について（通知）【5教学健第115号】	100	1										1			公にされていないメールアドレスは、公にすることにより業務に関係のない連絡が来るなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁都立学校教育部学校健康推進課	
5	R5.9.3	R5.11.2	・新型コロナウイルス感染症の東京都教育委員会への報告様式の変更について（通知） ・新型コロナウイルス感染症の感染者報告について（通知）	18	1										1			【メールアドレス及び文部科学省回答フォームURL】 ・当該情報は公にされていないものであり、公にすることにより、業務と関連のないメールや回答が送信される等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁地域教育支援部義務教育課	

令和5年度 公文書開示（11月決定分）

## 令和5年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
15	R5.10.11	R5.11.15	令和5年3月30日付4文科教第1961号「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針の決定について（通知）」	10	1														教育庁指導部管理課
16	R5.10.11	R5.11.15	事故連絡一覧（性被害）	11		1				1									教育庁指導部管理課
17	R5.11.3	R5.11.16	令和5年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和4年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況 一 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	15	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課
18	R5.11.3	R5.11.16	令和6年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱の記述に基づいて調査書点を求める際の具体的な方法についての文書				1							1				都立高等学校入学者選抜における選抜事務に関する情報であり、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
19	R5.10.11	R5.11.17	組織図（東京都／都教委）															東京都のホームページにおいて閲覧可能な情報であり、これらは東京都情報公開条例第18条第2項「インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当するため	教育庁総務部総務課
20	R5.9.28	R5.11.24	・都教委（指導部・都立学校教育部はもとより、支援セ・研修セ・多摩事務等も含む）が、●●及び△△を、主権者教育・政治教育・キャリア教育等の授業（文化祭・進路講演会等の学校行事を含む全教育課程）において、連携・招待したり、助言を得たりする等、接觸したことが分かる文書（指導案や配布資料【訂正2か所目 →「、ワークシート等。」を加筆します。】、金銭を伴う場合は、請求書・領収書等を含む）。また、NHK等のメディアの取材を受けた記録等。 ・都教委（指導部・都立学校教育部はもとより、支援セ・研修セ・多摩事務等も含む）や都立高校等が、「自民党や自衛隊に偏っている●●及び△△」と接觸することについて、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と規定した教育基本法第14条2項（学校教育の政治的中立性保持）に抵触する問題を、協議したり検討したりした文書							1								請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁総務部総務課
21	R5.11.11	R5.11.24	●●が、今年度をもってESAT-J事業から撤退するにあたり、昨年度と今年度の受験生から●●が収集した個人情報の扱いについて、どのような変更が生じたのかが明らかになる文書、および、電磁的記録のすべて					1									請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	
22	R5.11.16	R5.11.24	都立足立特別支援学校外2校土地利用履歴調査委託 第1回見積経過調書	1	1														教育庁総務部契約管財課
23	R5.9.28	R5.11.27	「港区立中学校のシンガポール修学旅行について、都教委と港区教委と文科省の3者間で、やり取りした全文書（但し、ホテルの図面や飛行機の手配やイデオロギーに関係ない仕様書などは対象外とする）」。国旗・国歌と「国を守る心情、態度」（の指導）に関するもの。と領収書など、金額に関するもの及び現地生徒との交流や授業のものは全て開示すること。					1									請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部管理課	
24	R5.9.28	R5.11.27	・主権者教育関連事業業務委託（令和5年度） 請書、実施要項 ・主権者教育関連事業業務委託（令和4年度） 請書、実施要項、請求書 ・主権者教育関連事業業務委託（令和3年度） 請書、実施要項、請求書 ・主権者教育関連事業業務委託（令和2年度） 請書、実施要項、授業案、請求書 ・主権者教育関連事業業務委託（平成31年度） 請書、実施要項、請求書	47	1					1	1	1						【事業者の印影】 ・事業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） 【事業者の口座情報】 ・当該情報は、公にすることにより、関係のない金額が振り込まれるなど、事業実施に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第3号）	都立高島高等学校

令和5年度 公文書開示（11月決定分）